

宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の人口減少対策を促進するとともに、高齢化等により減退が懸念される水産業の活性化及び振興を図るため、不足する漁業の担い手等の確保に取り組む愛媛県漁業協同組合における市内の支所に対し、市が予算の範囲内において、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) Uターン者 本市に転入した者のうち、本市に転入した前日から起算して過去1年の間に本市に住所を有しておらず、過去1年より前に本市に住所を有していたものをいう。

(2) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学、短期大学若しくは大学院又はこれらに類するものとして市長が認めた学校、機関等をいう。

(3) この要綱において、「対象就業者」とは、えひめ漁業担い手確保促進協議会が水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）を活用して行う長期研修支援事業（以下「長期研修」という。）において、独立に向けた研修生及び雇用されることを希望する研修のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

ア 本市に住所を有している者

イ Uターン者の場合、学校等を卒業または中途退学後、市外に1年以上住所を有している者

ウ 転入後1年以内に漁業に従事している者

エ 長期研修開始時の年齢が50歳未満である者

オ 研修先が3親等以内の親族が経営する事業所ではない者

カ 生活費の確保を目的とした国の事業による補助金等の交付を受けていない者

キ 市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等々の交付を受けていない者

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、対象就業者を受け入れる愛媛県漁業協同組合における市内の支所とする。

(給付要件等)

第4条 支援金の区分、給付要件、給付額等は、別表に掲げるとおりとする。

(給付申請)

第5条 給付対象者は、支援金の給付を受けようとする場合は、市長が指定する日までに、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(給付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付決定通知書(様式第2号)により、給付対象者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 前条の規定により支援金の給付決定を受けた給付対象者(以下「給付決定者」という。)は、当該給付決定を受けた申請内容を変更しようとするときは、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(請求)

第8条 給付決定者は、第6条の規定により支援金の給付決定を受けたときは、宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(給付)

第9条 市長は、前条の請求書を受理し、適当と認めたときは、支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、支援金の給付を受けたことが判明したとき。
- (2) 支援金の給付の条件に反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて当該給付決定者にその返還を命ずることができる。

(調査等)

第12条 市長は、給付決定者及び対象就業者に対し、必要に応じて長期研修の状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日要綱第19号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に最初の給付決定を受ける者について適用し、同日前に最初の給付決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月1日要綱第46号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の宇和島市漁業新規就業者支援事業支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に最初の給付決定を受ける者について適用し、同日前に最初の給付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 区分 | 給付要件 | 給付額 | | 給付回数又は期間 |
|-------|---|----------------------------|--|---|
| 就業支度金 | 対象就業者を受け入れていること。 | 36万円 | | 同一対象就業者につき1回 |
| 定住支援金 | 対象就業者が長期研修修了後に引き続き市内で漁業に就業することが見込まれていること。 | 独立に向けた対象就業者 | 長期研修開始から次に掲げる年数を経過するごとにそれぞれ次に定める額 (1) 1年経過 30万円 (2) 2年経過 20万円 (3) 3年経過 20万円 | 同一対象就業者につき1回 |
| | | 雇用されることを希望する対象就業者 | 長期研修開始から次に掲げる年数を経過するごとにそれぞれ次に定める額 (1) 1年経過 30万円 (2) 2年経過 20万円 | |
| 住宅支援金 | 対象就業者が賃貸契約を締結して市内で住居を構えていること。 | 1月につき、家賃の額又は2万円のうちいずれか少ない額 | | 次に掲げる対象就業者の区分に応じ、それぞれ次に定める長期研修の期間 (1) 独立に向けた対象就業者 最長4年間 (2) 雇用されることを希望する対象就業者 最長2年間 |

備考 愛媛県内から本市に転入した者に係る就業支度金及び定住支援金の給付額は、2分の1とする。